

大雨等による風水害・土砂災害に備える

「避難情報」と「避難行動」で命を守る

西日本の広い範囲で被害をもたらした「平成30年7月豪雨」では、本市でも市全域に土砂災害の危険性が高まり、避難勧告等を発令しました。市が発令する「避難情報」の意味と情報を受け取る手段を改めて確認しましょう。
【問い合わせ先】総務課危機管理室（☎82-1122）

避難情報の種類

避難情報には、避難を呼びかけ要配慮者などに早めの避難行動を求める「避難準備・高齢者等避難開始」と市民に避難を勧める「避難勧告」、強く避難を求める「避難指示（緊急）」があります。

避難情報の種類	市民がとるべき行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者や障がい者、避難行動に時間がかかる人は、避難行動を始める。その他の人は、準備を始める。 (非常時持出品の準備、家族への連絡など)
避難勧告	速やかに避難を始める。外に出ることが危険と感じたら、建物内の安全な場所に避難する。
避難指示（緊急）	直ちに避難をする。早急に命を守る行動をとる。

避難行動の流れ

ステップ1

避難場所・避難経路を確認
ハザードマップを活用する
(配布場所：総務課)



非常時持出品を確認

3日程度の食品や飲料水、懐中電灯や携帯ラジオを用意する



ステップ2

市の避難情報を受け取る
ラジオ、メール、広報車などから情報を受け取る



自主避難をする

避難勧告や避難指示（緊急）がなくても危険を感じる場合は早めに避難する



ステップ3

立ち退き避難をする

災害の恐れがある場合は、避難所に避難する



垂直避難をする

夜間の急激な降雨や浸水があるときなど、外に出ることが危険だと判断した場合は、自宅や頑丈な建物の2階以上へ避難する



命を守る行動をとる！

※お住まいの地域の緊急避難場所・避難所は、広報「さんようおのだ」5月15日号5ページまたは市ホームページをご覧ください。